

小規模多機能型居宅介護事業所及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業所

ひうの家 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人長岡老人福祉協会が開設する指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「事業所」という。）において実施する小規模多機能型居宅介護事業及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある利用者に対し事業の円滑な運営管理を図るとともに利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切なサービスの提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、要介護者の様態や希望に応じて、随時訪問や通所、宿泊を組み合わせ、サービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 小規模多機能型居宅介護事業所 ひうの家
- (2) 所在地 新潟県小千谷市大字葎生乙1389番地1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業者は管理者及び従業員を次のとおり配置し、職務内容を次により定める。

- (1) 管理者 1名（常勤1名、介護従業者と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定小規模多機能型居宅介護を提供する。
- (2) 介護支援専門員 1名（常勤1名、介護従業者と兼務）
介護支援専門員は登録にかかる居宅介護計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たる。
- (3) 看護師 1名（非常勤可）
登録者の健康状態を把握し、関係医療機関との連携を行う。
- (4) 介護職員 6名以上

ただし、業務の状況により、増員することができるものとする。

介護職員は、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づきサービスの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 1年を通じて毎日営業とする。
- (2) 営業時間 24時間とする。
- (3) サービス提供時間
 - ①通所サービス 午前6時から午後9時までとする。
 - ②宿泊サービス 午後9時から午前6時までとする。
 - ③訪問サービス 24時間とする。

(登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員)

第6条 利用定員を次のとおりとする。

- (1) 小規模多機能型居宅介護事業・介護予防小規模多機能型居宅介護事業登録定員を24名とする。
- (2) 小規模多機能型居宅介護事業・介護予防小規模多機能型居宅介護事業通所サービス利用定員を12名とする。
- (3) 小規模多機能型居宅介護事業・介護予防小規模多機能型居宅介護事業宿泊サービス利用定員を7名とする。

(指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容)

第7条 指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容は、次のとおりである。

- (1) 身体介護又は支援に関すること
 - ①食事(通所・訪問・宿泊サービス)
 - ②排泄(通所・訪問・宿泊サービス)
 - ③入浴(通所・訪問・宿泊サービス)
 - ④身体の清拭・洗髪(通所・訪問・宿泊サービス)
 - ⑤衣類着脱(通所・訪問・宿泊サービス)
 - ⑥健康チェック(通所・訪問・宿泊サービス)
 - ⑦通院等(訪問サービス)
- (2) 家事に関すること
 - ①調理(訪問サービス)
 - ②衣類の洗濯・補修(訪問サービス)

- ③住居の掃除・整理整頓（訪問サービス）
- ④生活必需品の買い物（訪問サービス）
- ⑤その他必要な家事（訪問サービス）
- (3) 送迎に関すること
 - リフト付送迎車などによる送迎
- (4) 相談・助言に関すること
 - ①健康管理に関する相談・助言（通所・訪問・宿泊サービス）
 - ②生活・身上・介護又は支援に関する相談・助言（通所・訪問・宿泊サービス）
 - ②その他必要な相談・助言（通所・訪問・宿泊サービス）

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用料は、次によるものとする。

(1) 介護保険給付サービス

厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とする。ただし、法定代理受領サービスの場合は利用料の1割から3割を、法定代理受領でない場合は指定小規模多機能型居宅介護基準額及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護基準額相当額を本人負担額とする。

(2) 保険対象外費用

- ①食費
 - 朝食 600円
 - 昼食 700円
 - 夕食 700円
- ②おやつ代 通所1回利用につき100円
- ③宿泊費 一夜につき2500円
- ④おむつ代 実費

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は次の地域とする。

- ・小千谷市全域

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 サービスの提供に当たっては、利用者に以下の点に留意していただくものとする。

- (1) サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては、入浴サービス等を中止する可能性があること。
- (2) 利用日当日に欠席をする場合には前日もしくは当日午前8時30分までに事業所に連絡していただくこと。

(3) サービス提供上、他の利用者の方に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止をしていただくことがあること。

(緊急時等における対応方法)

- 第11条 サービスの利用中、利用者に体調・病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

- 第12条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発を防止するために次の措置を講ずる。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底する。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 上記の掲げた措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービスを提供中に、職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村に通報し、必要な措置を講ずる。

(その他運営に関する重要事項)

- 第14条 事業実施にあたっては、社会的使命を十分に確認し、職員の資質向上を図るため、研究・研修の機会を設け、適切なサービス提供が行えるよう、職員の勤務体制を整える。
- 2 職員はその業務上知り得た秘密を漏洩しない。また、職員との雇用関係が終了した場合においても、管理者の責任において、当該職員の知り得た秘密の保持を行うこととする。
- 3 管理者は提供した指定小規模多機能型居宅介護事業について利用者から苦情があったときは、迅速、適切かつ誠実に対応し、必要な措置を講じることとする。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

この改正規程は、平成20年5月1日から施行する。

この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成24年8月1日から施行する。

この改正規程は、平成26年10月1日から施行する。

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成27年8月1日から施行する。

この改正規程は、平成30年8月1日から施行する。

この改正規程は、令和元年10月1日から施行する。

この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

この改正規定は、令和7年4月1日から施行する。